

船舶燃料買入仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、第三管区海上保安本部が海上保安庁所属船舶に供給する船舶燃料油について適用する。

2. 品目・規格

軽油(免税) : 日本産業規格 (JIS規格) K2204 (軽油) の規定を満たすもの

3. 契約件名

軽油(免税)買入 (鹿島・単価契約)

4. 数量

予定数量 1,200,000リットル

5. 納入場所

鹿島港に停泊中の海上保安庁所属船舶

6. 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

7. 納入日時

官の指定した日 (その都度通知する。)

8. その他

- (1) 本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。
- (2) 燃料油の数量、納入日時、場所及び船舶について官が指定して発注を行うため、その発注に応じて確実に燃料を納入すること。
- (3) 発注は、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、原則として平日の日中(08:30~17:00)に行うものとする。なお、納入日時が夜間又は休祝日である場合は、可能な限り直前の平日正午までに発注を行うものとする。
- (4) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所の変更、若しくは取り止めがあった場合は、これに応じること。
- (5) 燃料油搭載に際しては、海上保安庁船舶燃料油類検査等要領に基づく検査を受けること。
- (6) 当庁担当官から燃料油の試験性状報告書及び出荷証明書等、検査に必要な書類の提出を求められた場合、速やかにこれに応じること。
- (7) 船艇への積み込みにあたっては、燃料油搭載にかかる関係法令等を遵守するとともに、漏油防止に万全を期すこと。
- (8) 本作業に際し、請負者側の責任において生じた損害は、請負者とその賠償の責を負うものとする。
- (9) 買入予定数量は、履行期限内において供給を受ける予定を示したものであるため、増減を生じることがあっても異議の申立をしないものとする。なお、精算については実数量によるものとする。
- (10) 本作業完了後、検査職員の検査を受け、その合格をもって履行完了とする。

- (1 1) 請求は毎月履行完了後速やかに1ヶ月分を取りまとめのうえ、請求書を第三管区海上保安本部経理補給部長あて提出すること。
- (1 2) 契約履行に当たり疑義が生じた場合、担当官と協議し指示に従うこと。

9. 特記事項

- (1) 契約単価の変更については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
- (2) 夜間(17:00~08:30の間)及び休祝日の積込みについては、積込割増料金を別に請求することが出来る。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。休日とは、「行政機関の休日に関する法律」に定める日とする。対象時間は、休日全時間帯、平日時間外は1700から0830の間、休日・平日深夜は2200から0500の間とする。
- (3) 請負業者は、消防法に基づく指定数量以上の搭載依頼があった場合には、事前に危険物仮取申請を行い承認を得ること。
また、その申請手数料については、月ごとに取りまとめて速やかに請求すること。